

第4回プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会

日時:令和 6 年 8 月 27 日(火) 10 時 00 分~12 時 00 分

場所:TKP エルガーラ7F 会議室I

会 議 次 第

1 開会

2 会議を非公開とすること

資料1

3 議題

(1) プラスチック資源の中間処理業務委託の事業者公募における提案評価について

資料2

4 閉会

<参考資料>

・プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会に関する要綱

参考1

・委員名簿

参考2

・公募要項

参考3

・評価基準

参考4

・委託仕様書(案)

参考5

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会(第4回)を 非公開とすることについて

1 第4回検討委員会の協議内容

プラスチック資源の中間処理業務委託の事業者公募における提案評価について

2 公開・非公開の別

非公開

3 非公開の理由

本検討委員会においては、プラスチックの再商品化事業者等の公募について専門的見地から意見を聴取することとしているが、公になることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、福岡市情報公開条例第7条第1項第4号に基づく非公開情報に該当するため、同条例第38条に基づき、会議を非公開とするもの。

4 根拠規定

○福岡市情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）～（3） （略）

（4）市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（5）～（6） （略）

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

5 議事録について

適正な審査に支障がないものについて、公開とする。

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プラスチックの再商品化事業者等を公募するにあたって、委員から意見を聴取し、安定的かつ効率的なリサイクル体制を確立するために設置するプラスチック再商品化事業者等公募検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、委員から技術的な助言等の意見を聴取する。

- (1) プラスチックの再商品化事業者等の公募における評価方法等の検討に関すること
- (2) プラスチックの再商品化事業者等の公募における評価に関すること
- (3) その他事業に関し必要な事項の検討に関すること

(委員)

第3条 委員は学識経験者等の中から選任し、市長が委嘱する。

2 委員の数は、5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日からプラスチックの再商品化等の事業者公募における優先交渉権者を選定する日までとする。

(会長)

第5条 委員会では、委員の互選により、会長を選任する。

- 2 会長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

- 2 市長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第8条 委員会は原則として公開とする。ただし、委員会において意見を聴取する内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、または、公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りで無い。

- 2 公開による委員会の会議は、市長の許可を得て、これを傍聴することができる。
- 3 委員会の会議に係る傍聴の手続等については、市長が定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境局循環型社会推進部に置く。

2 事務局長は、福岡市環境局計画課長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年2月21日から施行する。

プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	専 門
こ いで ひで お 小 出 秀 雄	西南学院大学 経済学部 教授	環境経済学
さ とう た ろう 佐 藤 太 郎	株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長	金融・経済
すず き しん や 鈴 木 慎 也	福岡大学 工学部 教授	廃棄物工学
なか やま ひろ ふみ 中 山 裕 文	九州大学大学院 工学研究院 教授	廃棄物工学
ひさ だめ ゆ り こ 久 留 百 合 子	リエゾンオフィス 代表 (消費生活アドバイザー)	企業経営

※敬称略、五十音順

プラスチック資源の中間処理業務委託 事業者公募要項

令和6年7月
福岡市環境局
循環型社会推進部計画課

－目次－

1 公募の趣旨	1
2 事業概要	1
3 応募事業者の資格	3
4 グループでの参加	4
5 応募等手続き	4
6 審査の実施	7
7 事業者選定後の手続き	8
8 その他の留意事項	8
9 添付資料	8
10 問い合わせ先	8

1 公募の趣旨

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まっており、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

福岡市では、ペットボトルを除くプラスチック使用製品廃棄物を燃えるごみとして収集しており、令和4年度の推計では約5万トン焼却処理しています。このプラスチック使用製品廃棄物を資源化することで、温室効果ガス排出量の削減やごみ減量を図り、環境負荷の低減に取り組むと考え、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの推進に向けた課題を検証するため、令和4年度からプラスチック製品の回収モデル事業等を実施するとともに、分別収集後のリサイクル体制の確立に向け、サウンディング型市場調査を行うなど、検討を進めてきました。

検討の結果、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに取り組むこととなったことから、分別収集後のリサイクル体制を確立するため、プラスチック使用製品廃棄物の中間処理を行う事業者を募集します。

2 事業概要

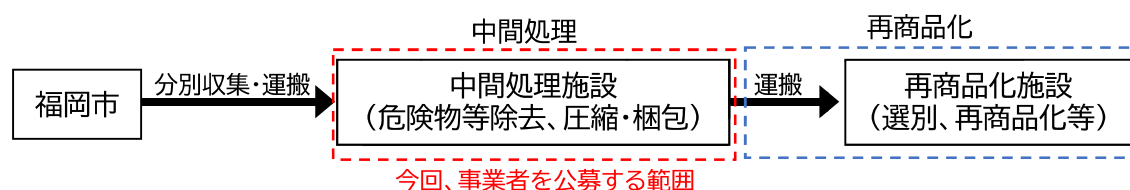
(1)事業名 プラスチック資源の中間処理業務委託

(2)内容

令和8年度以降のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集開始に向けて、先に再商品化事業者の公募を実施し、その結果、再商品化事業者において、選別、再商品化等を実施することが決定しました。

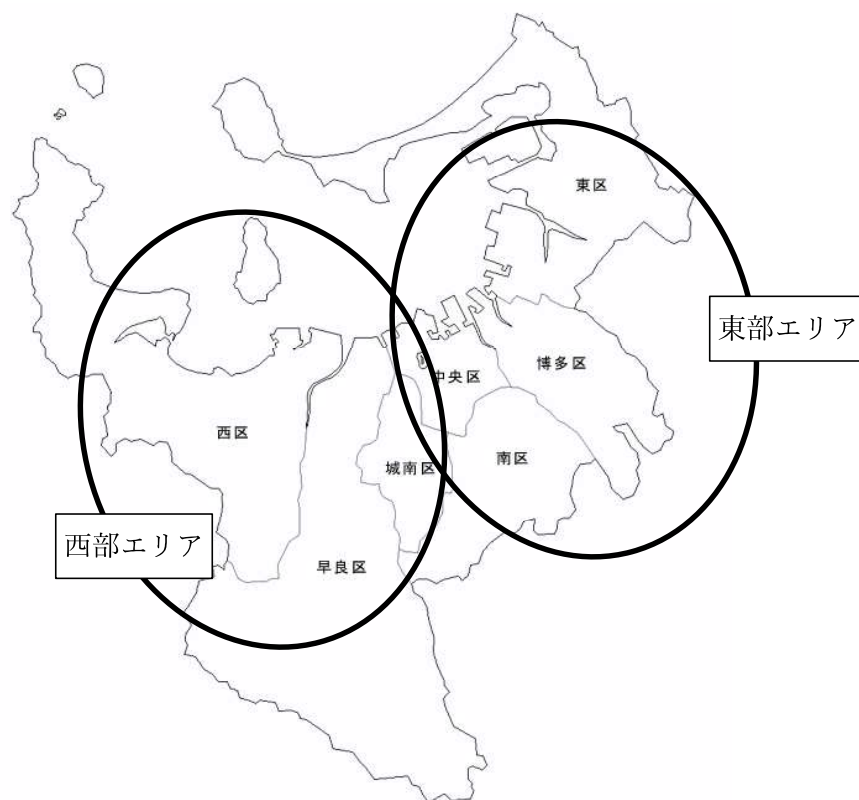
これを踏まえ、今回、中間処理事業者においては、福岡市の戸別収集及び拠点回収されたプラスチック使用製品廃棄物を福岡市内に保有する施設で受け入れ、危険物等を除去し、圧縮梱包してバール化し、保管したバールを再商品化事業者へ引き渡すまでを公募する範囲とします。

また、再商品化にあたっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、再商品化事業者と連携して国から再商品化計画の認定を受ける手法(以下、「認定ルート」という。)を活用します。



なお、公募にあたっては、効率的に収集運搬を行うため、市内を東部エリアと西部エリアに分け、それぞれのエリアにおいて事業者を選定することとし、応募は1事業者1エリアまで、施設の設置場所は市内に限ります。

- ・東部エリア 中央区の一部、東区、博多区、南区
- ・西部エリア 中央区の一部、城南区、早良区、西区
- ・東部エリア・西部エリアのイメージ図



(3)履行期間 契約締結日から3年間

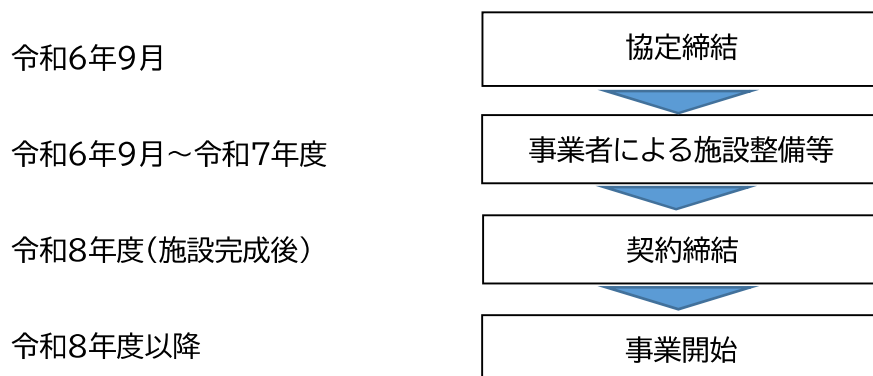
(4)提案上限額 各エリア381,250千円／年(30.5千円/t相当)

※消費税及び地方消費税相当額を除く

(5)スケジュール(予定)

公募要項等の公表	令和6年7月8日(月)
質問書及び参加意向申請書の送付期限	令和6年7月16日(火)
質問への回答の公表	令和6年7月22日(月)
公募参加申込期限	令和6年7月26日(金)
提案書の提出期限	令和6年8月5日(月)
審査	令和6年8月
選定結果通知	令和6年8月末
協定締結	令和6年9月

【事業開始までの流れ】



3 応募事業者の資格

本公募に応募できる事業者(以下、「応募事業者」という。)は、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募要綱等公表日から優先交渉権者選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) 公募要綱等公表日から優先交渉権者選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (6) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号。)第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例(平成22年条例第30号。以下同じ。)第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8)提案者の保有する施設が一般廃棄物処理施設の設置許可(以下、「許可」という。)を取得していること、または事業開始までに取得する見込みがあること。

※ なお、優先交渉権者に選定された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 グループでの参加

複数の事業者が共同で提案する場合は、応募時に代表団体を定めてください。その他条件は以下のとおりです。

- (1)各構成員が参加資格を満たしていること。
- (2)各構成員は、本提案に関する2以上のグループの構成員になることはできない。
- (3)応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認めらない。

5 応募等手続き

(1)参加意向申請書の受付

本公募に参加の意向がある場合は、以下のとおりご提出ください。

①提出書類

任意の様式

※ 東部エリア、西部エリアのいずれに参加意向があるかを明記ください。

②提出期間

令和6年7月8日(月)から令和6年7月16日(火)まで

③提出先

「10 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

(2)質問の受付・回答

本公募に質問がある場合は、以下のとおりご提出ください。

①提出書類

様式1「質問書」又は任意の様式

②提出期間

令和6年7月8日(月)から令和6年7月16日(火)まで

③提出先

「10 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

④回答

回答は、令和6年7月22日(月)に福岡市ホームページにて公表します。

(3)公募への参加申し込み

以下のとおりお申し込みください。

①申込書類(各1部)

番号	申込書及び添付書類	備考
1	参加申込書	様式2
2	会社等概要書	パンフレット等
3	履歴事項全部証明書	提出日前3か月以内に発行された原本
4	市町村税を滞納していない ことの証明書	同上
5	消費税及び地方消費税 納税証明書	同上。「納税証明書(その3)」を選択
6	委任状	様式3-1(※1)
7	誓約書	様式3-2
8	役員名簿	様式3-3(※2)
9	許可証の写し又は許可取得見込 に関する計画	施設設置場所や許可取得に向けたスケジ ュール等(※3)
10	直近2年分の財務諸表の写し	(※4)

※1 本公募に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、本様式により委任状を作成して提出すること。

※2 本様式は福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※3 許可取得に向けたスケジュール等については、必要となる手続き(都市計画決定等)を踏まえたうえで計画すること。

※4 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

②提出期間

令和6年7月8日(月)から令和6年7月26日(金)まで

※郵送の場合は書留にて必着

※持参の場合の受付時間は平日9時30分～17時

③提出先

「10 問い合わせ先」へ郵送又は持参してください。

(4)提案書の提出

以下のとおりご提出ください。

①提出書類(正本1部、電子データ)

ア 提案書

任意の様式にてご提出ください。

※正本には事業者名を記載してください。

※東部エリア、西部エリアのいずれに参加意向があるかを明記ください。

※電子データは、全体にわたって応募事業者名が分からないようにしてください。

※電子データのファイル形式はPDFと元データ(Microsoft Word、Microsoft ExcelおよびMicrosoft PowerPoint形式に限る)の両方を、それぞれ10MB以内として提出してください。

※「仕様書(案)」「資料1)の内容を十分に踏まえた上で、評価基準(資料2)を参考に、本公募要綱に従い提案書を作成してください。

※認定ルートを活用することから、法に基づいた認定基準を踏まえ、提案書を作成してください。

※専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとしてください。

※補足資料も含めて30 ページ以内(表紙、目次を除く。)とし、A4縦(補足資料についてはA3横も可。)、左綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11 ポイント以上としてください。

※表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付してください。

※実施内容、実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図)、スケジュール等を記載してください。

イ 見積書

※2(4)提案上限額を踏まえて記載してください。

※枚数制限なし、A4サイズとしてください(様式自由)。

※総額(消費税相当額を除く)と単価を記載してください。

※経費の内訳については、工程毎に、できる限り詳細に分けて記載してください。

※ダンピング防止のため、著しく低額の見積価格の提示があった場合は、積算の内訳やその根拠について調査を行うものとし、資料の提出やヒアリングを求めることがあります。

②提出期間

令和6年7月8日(月)から令和6年8月5日(月)まで

※郵送の場合は書留にて必着

※持参の場合の受付時間は平日9時30分～17時

③提出先

「10 問い合わせ先」へ郵送又は持参してください。

④その他

- ア 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- イ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ウ 提出期限までに提出がなかった場合は、公募への参加を辞退したものとみなします。
- エ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- オ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ② 提出書類は契約に至った場合に使用するほか、審査以外の目的で応募事業者に無断で使用することはありませんが、福岡市情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとします。
- ③ 提出書類は、審査の事務に必要な場合複製することがあります。
- ④ 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

(6) 応募の辞退

応募事業者が優先交渉権者決定前に応募を辞退しようとするときは、書面により辞退の旨を届け出るものとします。

(7) 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、提示された見積価格が著しく低額でありその積算根拠が合理的かつ現実的でない認められた場合は、失格とすることがあります。

6 審査の実施

(1) 実施期間

令和6年8月

(2) 審査方法

市が設置する「プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会」(以下、「委員会」という。)で提案の内容を審査し、最も優秀な事業者を選定します。

※応募事業者が1者のみの場合でも審査を実施します。

※提案内容の確認のため、提案者に対し、事前確認の連絡をする場合があります。

(3) 選定結果通知

令和6年8月末

(4) 審査内容

委員会において、「評価基準」(資料2)に基づき総合的に審査し、最も優秀と認められる事業者を選定します。

7 事業者選定後の手続き

- (1) 6の審査により選定された事業者と福岡市は協定に関する協議を行い、速やかに協定を締結します。
- (2) 事業者は提案内容に基づき、事業用地の確保や処理施設設置に関する諸手続き、施設整備等を実施し、事業に必要な体制を整えます。
- (3) 事業者と福岡市は契約に関する協議を行い、令和8年度以降の事業開始までに業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

8 その他の留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、応募事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、優先交渉権者との協議のうえ変更することがあります。

9 添付資料

(1) 資料

- ・資料1 委託仕様書(案)
- ・資料2 評価基準

(2) 様式

- ・様式1 質問書
- ・様式2 参加申込書
- ・様式3—1 委任状
- ・様式3—2 誓約書
- ・様式3—3 役員名簿

10 問い合わせ先

福岡市環境局循環型社会推進部計画課施設係 秋山、柴本
住所:〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話:092-711-4308
E-mail:keikaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

プラスチック資源の中間処理業務委託 評価基準

令和6年7月
福岡市環境局
循環型社会推進部計画課

1 本書の位置づけ

本評価基準は、福岡市(以下「市」という。)が「プラスチック資源の中間処理業務委託」(以下、「本業務」という。)を実施する事業者を選定するにあたり、「プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会」(以下、「委員会」という。)において、応募事業者の提案を評価するための基準を示すものです。また、本書で使用する用語の定義は、公募要項等において使用される用語と同一のものです。

2 評価方法

市が参加資格及び提案に関する条件等の審査を行い、通過した提案について委員会において提案内容を評価します。

技術評価点は170点、価格評価点は30点、合計200点満点とします。各配点は「3 評価項目」のとおりです。

なお、委員会が審査のために必要があると認める場合は、応募事業者に対し追加資料を求める場合があります。また、技術評価においては、委員会が応募事業者に対して、必要に応じヒアリング(質疑応答等)を実施する可能性があります。

ただし、ヒアリングにおいて新たな提案があっても、技術評価の対象とはなりません。

3 評価項目

(1)技術評価 別表のとおり

(2)価格評価

価格評価点は、以下の計算式に基づき提案価格(総額)から算定します。

なお、点数は、小数点第3位以下を四捨五入した値とします。

$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{提案上限額}} \right)$
--

(3)総合評価点

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

4 優先交渉権者の決定

市は、総合評価点を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定します。

5 問い合わせ先

福岡市環境局循環型社会推進部計画課施設係 秋山、柴本

住所:〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話:092-711-4308

E-mail:keikaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

【別表】

No	評価項目	配点	評価内容	評価の視点	確認方法
1	処理体制構築の確実性	25	15 1-1 関連する業務の実績があるか	○プラスチック使用製品廃棄物の中間処理に関する実績を評価する。 ○廃棄物等の圧縮・梱包処理の実績を評価する。	契約内容などの実績が分かる資料
			10 1-2 処理体制構築完了はいつ頃か	○施設整備が完了し、処理体制構築完了の時期を評価する。	スケジュール
2	処理の合理化	10	10 2-1 効率的な収集運搬や処理が可能な配置となっているか	○施設の位置が効率的な収集運搬や処理が可能な配置となっているか。	履行場所地図
3	安定的な処理	35	10 3-1 施設の処理能力は十分か	○本業務分として、年末など、処理量の変動に対応できる余力が確保されているか評価する。	業務フロー及び設備図面
			10 3-2 安全な車両導線の確保	○入退場の導線が交錯しておらず、大型車の旋回に余裕があるか。 ○十分な荷下ろし場所や大型車の待機場所が確保されているか。 ○ペールの引き渡し等に関する再商品化事業者と連携が考慮されているか。	施設図面
			10 3-3 危険物の除去	○リチウムイオン電池、包丁、針等の危険物(異物を含む)の除去する設備や対策が整備されているか。 ○継続的な品質管理・改善のための工夫(設備の維持管理体制、従業員の教育体制等)が取られているか。	設備フロー図、設備仕様書、体制表
			5 3-4 適切な設備機器の導入、配置	○火災に対する予防設備や対策が整備されているか。	業務フロー及び設備図面
4	リスク管理	25	5 4-1 天災、事故等の不測の事態に備えた体制となっているか	○災害発生時等に緊急の体制が取れ、適切に対応が可能か評価する。	緊急時対応計画、体制表
			5 4-2 機器故障時の復旧体制	○機器故障時に速やかな復旧が可能か評価する。	体制表
			15 4-3 設備機器の二重化、代替施設	○災害等により設備機器が利用できなくなった場合のバックアップ体制が確保されているか評価する。(他エリア施設の設備機器が利用できなくなった場合も含む)	体制表、施設図面
5	環境負荷の低減	40	10 5-1 再生可能エネルギー設備の導入	○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入(予定)について評価する。	
			15 5-2 再生可能エネルギー由来電力の利用	○再生可能エネルギー由来電力の利用(予定)について評価する。	
			15 5-3 省エネ機器や電動重機の導入	○導入(予定)する機器の省エネ性能について評価する。 ○電動重機等の導入(予定)について評価する。	
6	地域への貢献	35	15 6-1 市内企業の活用・育成	○提案者に福岡市内に本店がある市内企業が含まれているか。 ○市内企業や市内企業の製造した資材等を活用しているか。	
			10 6-2 地域住民への見学対応、地域との連携等	○市内における市民の環境学習の機会の提供等について評価する。 ○市民や企業とのボランティア活動などについて評価する。 ○処理データ提供など、市等の調査・研究への協力について評価する。 ○「福岡市Well-being&SDGs登録制度」のマスター登録などSDGsの取組みについて評価する。	関連する第三者認証の取得実績等
			10 6-3 障がい者従業員の雇用等	○本業務に従事する障がい者従業員数等について評価する。	
計		170			

プラスチック資源の中間処理業務(東部もしくは西部エリア) 委託仕様書

1 委託業務名 プラスチック資源の中間処理業務委託

2 履行期間 契約締結日から3年間

3 委託業務の目的

プラスチック使用製品廃棄物を資源化することで、温室効果ガス排出量の削減やごみ減量を図り、環境負荷の低減に取り組むため、福岡市が収集したプラスチック使用製品廃棄物を、中間処理施設で危険物等の除去、圧縮・梱包を行い、再商品化事業者へ引き渡すもの。

4 委託業務の内容

戸別収集及び拠点回収されたプラスチック使用製品廃棄物から危険物や明らかにプラスチック使用製品でないもの(以下、「不適物」という。)を除去し、圧縮梱包後、保管し、再商品化事業者へ引き渡す。

(1)市収集物の受入れ

①受入日及び受入時間

市の委託等により運搬されたプラスチック使用製品廃棄物を次に定める期間に受け入れる。

ア 1月1日から1月3日の間及び日曜日を除く毎日

イ 午前1時頃から午後4時の間

②搬入物の重量計測及び記録

ア 計量器を設置し、計量システムを構築すること。

※搬入車両が非接触式IDカードをかざすだけで受付できるような、短時間で受付可能なシステムとすること

※計量システムでは、搬入の都度、年月日、時分秒、施設番号、車両ID番号、正味重量などのデータを記録するシステムとする。(施設番号、車両ID番号等の一部の項目については、市が示す番号等を用いること。)

※計量システムで受付可能とするIDカードについては、新たに作成し、各搬入車両に配布すること。ただし、市が各搬入車両に配布している非接触式のIDカードを使用するシステムとしても構わない。

イ ごみ収集車を荷下ろし前後の2回計量し、正味重量を10kg単位で計量し、記録すること。

③搬入車両の誘導

ア 収集車両が渋滞せず、安全に荷下ろし等出来るよう、計量器、場内の走行経路、荷下ろし場に配慮し、事故を未然に防ぐよう掲示等を行うこと。

イ 搬入出車両が交差する場合は、荷下ろし場等に誘導人員を配置すること。

④予定数量等

ア 戸別収集分

容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合:12,500トン/年

(内訳:容器包装プラスチック 約11,500トン

製品プラスチック 約1,000トンと想定)

※市全体では倍量の収集を想定。

※数量は見込みであり、実際の搬入量を保証するものではない。

イ 拠点回収分(アの製品プラスチックの内数)

製品プラスチックのみ:約5トン/年

ウ 搬入物の性状

・かさ比重 0.03トン/m³程度

・危険物の混入見込量 1%以下

※危険物とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び針や包丁等の怪我をする危険性があるもの。

(2)計量データの送信

①計量データを市の自己搬入ごみ事前受付システム端末で送信すること。

※端末は市が受注者の保有する中間処理施設内に設置する。

※USBメモリを使い、計量システムで作成したデータを市の指定する様式で、市の自己搬入ごみ事前受付システム端末に取り込ませること。または、市の情報セキュリティ等の条件を満たしたうえで、計量システムと自己搬入ごみ事前受付システム端末を連携させ、データを送信すること。

②計量データは、当日受付分を当日中に市の自己搬入ごみ事前受付システム端末にて送信する。修正が生じた場合は、端末にて再度送信の上、作成した修正帳票を市が指定する担当課に送付すること。

(3)危険物の除去から保管まで

①搬入されたプラスチック使用製品廃棄物を破袋し、危険物や不適物を取り除く。

②危険物や不適物を取り除いたプラスチック使用製品廃棄物については、基準に従って圧縮・梱包した上で、取り除いた危険物や不適物については飛散等ないように、適切に保管すること。

③圧縮・梱包されたプラスチック使用製品廃棄物(以下、「ボール」という。)の基準等は次のとおりとする。

ア ボールに求められる性状

・安全性:運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。

・衛生性:ボールから臭気の発生がないこと。

・バラケ性:再商品化施設での解体が容易であること。

イ バールの寸法、重量、結束材

バールの寸法は、以下の寸法によること。

寸法[mm]	重量[kg]	結束材
1000×1000×1000	250～350	PP、PETバンド又はフィルム併用 (番線及びスチールバンドは不可)

④バール調査等が実施される場合は、調査に対して協力すること。

(4) プラスチック使用製品廃棄物の引き渡し

①引き渡し日及び引き渡し時間

ア 1月1日から1月3日の間及び日曜日を除く毎日

イ 午前8時30分から午後5時頃までの間

②再商品化事業者への引き渡しの際は、保管しているバールをクランプフォークリフトにて再商品化事業者の車両へ積み込むこと。なお、車両は10tウイング車を想定しているが、20tセミトレーラーでも対応できるようにすること。

③再商品化事業者への引き渡しは、再商品化事業者の車両を満載できる量を確保したうえで行うこととし、車両到着後、速やかに積み込み作業を行うこと。

(5) 危険物や不適物の運搬

①危険物や不適物を品目毎に分け、重量を計量し、記録すること。

②危険物や不適物は、品目ごとに市が指定する処理施設等へ搬入すること。

(6) 各種調整、資料作成等

①処理の内容に変更がある場合は、やむを得ない場合を除き、事前に市に協議し、判断を仰ぐこと。

②その他、必要な確認及び報告等を行うこと。

(7) 業務において、施設の周囲の環境を損なわないようにするための環境対策(ごみ・粉じんの飛散、悪臭、騒音、振動の発生、汚水の浸透・流出等についての対策)を講じること。

5 履行場所・履行体制及び要件

(1) 履行場所

①受託者の保有する中間処理施設

一般廃棄物処理施設設置許可(圧縮等)を取得している施設に限る。

②その他、発注者が指定する場所

(2) 履行体制及び要件

①搬入車両及び搬出車両が、安全かつ円滑に走行できる進入路及び敷地内動線路を確保するとともに、十分な広さの荷下ろし場所及び荷積み場所を確保していること。

②搬入予定台数は1日50台程度(時間最大20台程度)と想定。

③異常やトラブル(重故障、火災、その他災害等)が発生した場合にあっても、搬入されたプラスチック使用製品廃棄物を全量受入れ、全量処理する体制の確保(一時保管場所の確保、設備の二重化、バックアップ設備、代替設備等)ができ、可能な限り、連続操業が維持

できること。(他エリア施設の異常、トラブル発生時を含む)

④リチウムイオン電池等充電式電池の混入について、効果的な除去、発火延焼対策を講じていること。

⑤市民への普及啓発等について、協力すること。

6 完了報告書等の提出

業務の完了について、市の指示する様式で作成し、1月単位及び年度単位で速やかに報告すること。

- (1)業務実績報告書
- (2)搬入・搬出量等明細
- (3)その他、市への報告業務等

7 緊急連絡体制

緊急連絡体制を構築し、緊急連絡先を市と共有すること。

8 その他

- (1)市が関係する視察及び検査等には、できる限り協力すること。
- (2)市が別途契約する他エリアの中間処理事業者と協力し、円滑に本業務委託を実施すること。
- (3)必要に応じて、市が別途契約する再商品化事業者等と協力し、円滑に本委託業務を実施すること。
- (4)再商品化計画に関する協議や情報提供等について、市に協力すること。
- (5)その他、本仕様書に定めのない事項については、市と受注者とが協議し決定すること。

9 秘密の保持

本委託業務の実施により知り得た秘密事項等について、秘密を厳守すること。また、本委託業務終了後も同様とする。